

第203回 障害者地域生活支援研究会のお誘い

いのちをつなぐネットワークコーナー開設と、 障害者支援の関係機関との連携について

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、平成27年4月より「生活困窮者自立支援法」が施行されました。これに先立ち、本市においては生活相談や就労支援等の包括的な相談支援等を実施するため、平成26年10月から「生活困窮者自立促進支援モデル事業」が実施され、小倉北区役所に相談窓口（生活困窮者自立相談支援コーナー）が開設されていました。

本年度からの法施行に伴い、相談窓口の名称が変わり、各区役所に開設されています。今回は、モデル事業での取り組みや「いのちをつなぐネットワークコーナー」の役割等について説明いただきます。

今後、障害のある人たちの支援にも関連や連携の機会があると思われるので、皆様のご参加をお待ちしております。どうぞ宜しくお願いします。

【発言者】

名越 雅康 氏（保健福祉局地域支援部 いのちをつなぐネットワーク推進課 課長）
他、各支援事業担当者を予定

【進行】

米村 知希子（北九州市障害者基幹相談支援センター）
佐々木 元彦（北九州市障害者基幹相談支援センター）

日 時： 平成27年5月21日(木) 18:30~20:30

会 場：総合保健福祉センター(アシスト21) 2階講堂
(小倉北区馬借1-7-1)

参加費：無料

◎障害のある人で、情報保障
(手話、要約筆記等)が必要な
場合は事前にお知らせください。

【お問い合わせ】

北九州市障害者自立支援協議会
(事務局)

北九州市障害者基幹相談支援センター
北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 6階
TEL:093-861-3045 FAX:093-861-3095